本号で公布された条例のあらまし

例第八号) 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例 (共助社会づくり課) \mathcal{O} 部を改正する条例 (埼玉 一県条

一趣旨

- $\left(\begin{array}{c} \end{array} \right)$ 定する。 る指定の申出があった特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人として指 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定 の手続等に関する条例」 \mathcal{O} 規定によ
- 消す。 る指定の取消 「埼玉県指定特定非営利活 しの申出があった指定特定非営利活動法人につい 動法 人の 指定 の手続等に関する条例」 て、 指定を取り \mathcal{O} 規定によ

二内容

- $\left(\longrightarrow \right)$ 指定する特定非営利活動法 特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉(さいたま市) 人 八の名称 (所在地)
- 特定非営利活動法人きらりびとみやしろ(宮代町) 指定を取り消す特定非営利活動法人の名称(所在地)

三 施行期日

公布の日